就業規則の改正について

みなさんこんにちは。徳島大学教職員労働組合です。

過半数代表者より、4 月 1 日からの就業規則改正についての情報が寄せられました。過半数代表者は、労働者を代表して就業規則改正について意見を述べることとなっております。みなさまからのご意見をいただければ、検討のうえ、それを反映した意見書を執筆するとのことです。特に今回は、ボーナスの減額改定（人事院勧告準拠で、0.15 か月分の減額）が提案されています。

情報提供をもとに、組合より今回の改正の要点をご説明します。

【ボーナスの減額（0.15 か月分）】

すでに組合からのメルマガなどでお知らせしておりますとおり、人事院は昨年、国家公務員についてボーナスの 0.15 か月減額（年間 4.45 月分→4.3 月分）を勧告しました。国家公務員については、勧告の年内実施が見送られ、昨年度分のボーナス減額を今年の 6 月のボーナス減額に上乗せして減額することとしました（今年度は年間 4.15 か月分に減額）。

それに対して徳島大学では、昨年の組合と学長の懇談において「そうした二重の減額はしない」との回答を得ております。その回答に沿い、**年間 4.3 か月分への減額**となりました。

ただ、国から大学への運営費交付金は私たちの給料と連動しておらず、減額されるわけではないので、ボーナスの減額分は大学の収入となります。組合としては、それによって得た収入の使途について、来年度の「大学の改善要望」にて取り上げる予定としております。

なお、年俸制の教員については、年俸の号俸が 30 万円刻みなので、基本的に影響がないものと思われます。

【看護職手当の新設（月額 3,500 円）】

こちらも「国策」で、昨年秋に岸田首相が「コロナ禍にあって奮闘する看護職の給与改善」を宣言し、それが結局「4,000 円増」となったことを反映しています。当面の財源は国からの「看護職員等処遇改善事業補助金」にて賄われますが、9 月以降は診療報酬の改定により 12,000 円程度の看護師給与増とすることが国の方針として示されています。

これが「3,500 円」の手当として付けられている理由は、「手当による給与増に対応する超勤手当の支出増分を控除しておかないと病院側の持ち出しになるから」とのことです。なぜ基本給の増額にしないのかというと、「退職手当などの算定に影響するから」「9 月以降の財源がどうなるかわからないから」とのことでした。

【各種手当の改善】

その他、各種手当の改善が提案されました。

1) 再雇用職員に特殊勤務手当、超勤手当、休日手当を支給可能とする。
2) 年俸制職員に管理職手当を新設。
3) 有給の不妊治療休暇を新設（正職員、有期とも）
4) 結婚休暇の取得期限を結婚後 1 年間に延長。
5) 有期雇用職員の産前産後休暇の有給化
6) 有期雇用職員の結婚休暇の有給化

中でも「4）結婚休暇の取得期限の延長」は組合からの要望を反映するもので、他大学にはあまり見られない、徳島大学独自の改善となっております。

【育児休業・介護休業等の取得条件の変更】

・ 育児休業について、「勤続 1 年未満の職員」を取得可とする。ただし、「契約期間の残りが 1

年以内の雇用期限付き職員」については従来通り取得不可。

・ 介護休業等について、「勤続 1 年未満の職員」を取得可とする。ただし、「契約期間の残りが 93 日以内の雇用期限付き職員」については従来通り取得不可。

これらは、育児介護休業法の改正により、勤続 1 年未満の職員の取得申し出を使用者が拒否することが不可となったことに対応する改正ですが、組合では昨年の学長との懇談で、「契約期間の残りが 1 年以内などの雇用期限付き職員」についても取得可とすることを求めていました。

育児休業・介護休業の取得申し出を拒否するためには、労働者側の合意が必要です。具体的には、過半数代表者が学長との間で労使協定書に調印する必要があります。常三島地区・蔵本地区の過半数代表者は調印を拒否し、すべての労働者が育児休業や介護休業等を取得できるように規則を改正することを求めることとしています。

過半数代表者によりますと、現在、徳島大学ではパートなどの有期雇用労働者の「5 年で無期転換ルール」が導入されていますので、「契約期間の残りが 1 年以内」「93 日以内」などに該当するのは、再任不可の助教や特任職員など一部の職種にとどまります。なので、そうした人たちの申し出を受け入れても大学全体としては大きな影響はないものと思われます。逆に、そうした一部の人の申し出を拒否することは、公正の観念に照らして不適切であると考えます。また、男女共同参画の観点からも取得条件を撤廃すべきと考えます、とのことです。

【その他】

・ 産業医の職場巡回の頻度を、現行の「月 1 回以上」から「2 か月に 1 回以上」と改正する。

以上の点につき、ご意見のある方は下記メールアドレスまでお寄せください。過半数代表者に伝えます。

徳島大学教職員労働組合

＜連絡先＞

・ ウェブサイト：http://tokushima-u-union.in.coocan.jp/

・ メールアドレス：tokushima.univ.union@gmail.com